

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【会社名】	株式会社フード・プラネット (旧会社名 株式会社アジェット)
【英訳名】	Food Planet, Inc (旧英訳名 AGET Inc.) (注)平成27年11月9日開催の臨時株主総会の決議により、平成27年11月9日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カトリーナ・ピニャスカ
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目11番28号 (平成27年11月9日より、本店所在地 東京都港区西新橋二丁目7番4号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	03(4577)8701(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 丹藤 昌彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目11番28号
【電話番号】	03(4577)8701(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 丹藤 昌彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年11月9日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年11月9日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による募集株式の発行の件

第三者割当の方法により、普通株式5,128,400株を発行するものであります。

第2号議案 第三者割当による募集新株予約権の発行の件

第三者割当の方法により、新株予約権538,494個を発行するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社は、平成27年9月7日付で株式会社レッド・プラネット・ジャパンと資本業務提携契約を締結したことに伴い、今後、同社と連携しながら、新たに展開していくフード事業を、当社グループの新たなスタートと位置づけ、現行定款第1条（商号）について、商号を株式会社アジェットから株式会社フード・プラネットに変更するものであります。

また、第1号議案「第三者割当による募集株式の発行の件」及び第2号議案「第三者割当による募集新株予約権の発行の件」に伴い、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を196,498,400株から224,498,400株に変更するものであります。

なお、本定款変更の効力発生は、第1号議案及び第2号議案がいずれも普通決議により承認されることを条件といたします。

第3号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、第1号議案及び第2号議案が承認されるという条件を削除し、現行定款第1条（商号）のみ変更するよう修正動議が提出されました。

第4号議案 取締役4名選任の件

サイモン・ゲロヴィッチ、カトリーナ・ピニヤスカ、ティモシー・ハンシング及びサム・ゲロヴィッチを取締役に選任するものであります。

第5号議案 監査役2名選任の件

多久島逸平及びマーク・ライネックを監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	62,935	177,212	-	（注）1	否決 26.21
第2号議案	62,964	177,183	-	（注）1	否決 26.22
第3号議案 （注）4	-	-	-	（注）2	否決
第3号議案の修正動議 （注）5	175,623	63,841	683	（注）2	可決 73.13
第4号議案					
サイモン・ゲロヴィッチ	239,203	944	-	（注）3	可決 99.60
カトリーナ・ピニヤスカ	239,303	844	-		可決 99.65
ティモシー・ハンシング	239,303	844	-		可決 99.65
サム・ゲロビッチ	239,302	845	-		可決 99.65

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第5号議案					
多久島 逸平	239,260	887	-	（注）3	可決 99.63
マーク・ライネック	239,354	793	-		可決 99.66

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 4．第3号議案の原案は、修正動議が可決されたため、否決されたものとして取り扱っております。
- 5．議決権行使書面において、原案に「賛」の表示があったものは反対として、また「否」があったものは棄権としてそれぞれ取り扱っております。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上